

**令和3年度法務省委託「新型コロナウ
イルス感染症対策人権啓発特設サイト
の広報」に係る入札
総合評価基準書**

**令和4年1月
(公財) 人権教育啓発推進センター**

令和3年度法務省委託

「新型コロナウイルス感染症対策人権啓発特設サイトの広報」に係る入札総合評価基準書

本書は、令和3年度法務省委託「新型コロナウイルス感染症対策人権啓発特設サイトの広報」に係る入札の総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

1 総合評価（加点方式）

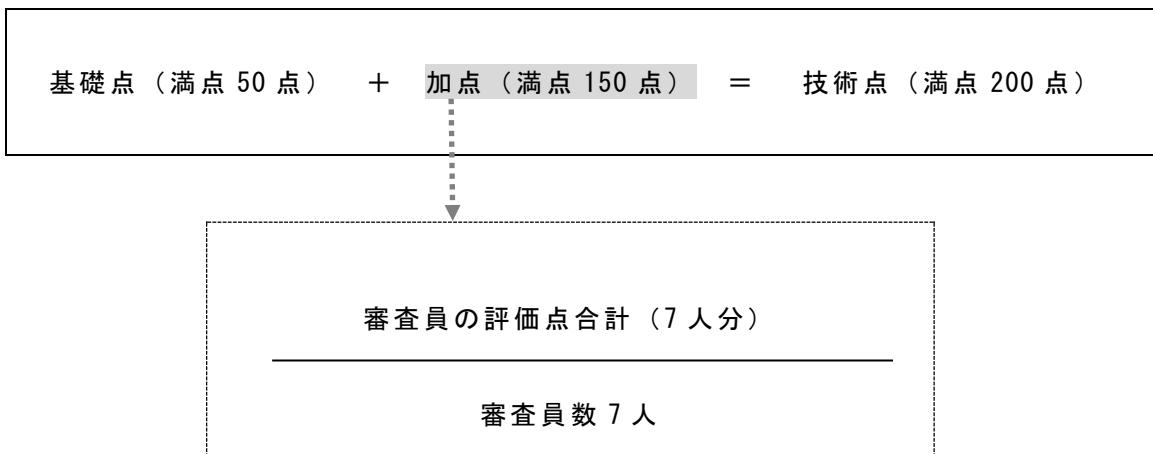
総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値）の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は2対1とし、総合評価点は300点満点とする。

技術点 (満点200点)	+	価格点 (満点100点)	= 総合評価点 (満点300点)
-----------------	---	-----------------	---------------------

2 技術点の評価方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。



※「基礎点」項目については、当該事業担当者が評価（採点）を行う。

※「加点」項目については、審査員（7人）が評価（採点）を行う。

（1）基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」における評価基準の要求要件（1-01、2-01、3-01、3-02、3-03）を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、具体的・網羅的かつ明確に記述されていない場合には、「不合格」とすることがある。

(2) 加点項目に対する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

- ア 別紙「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている項目(1-01、2-01)について評価する。
- イ 別紙「評価項目一覧」における各評価項目の評価基準の内容に基づき、加点が設定されている評価基準の観点から審査を行い、加点を付与する。
- ウ 審査員は7人とし、A、B、C、Dの4段階で評価する。
- エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

- ・評価Aの場合： 加点配点(満点) × 100%
- ・評価Bの場合： 加点配点(満点) × 50% (小数点以下切捨)
- ・評価Cの場合： 加点配点(満点) × 30% (小数点以下切捨)
- ・評価Dの場合： 加点配点(満点) × 0%

評価ランク	評価基準	加点配点(満点)		
		60 の場合	30 の場合	10 の場合
A	通常の想定を超える素晴らしい提案内容である。	60	30	10
B	通常想定される提案であり、適切な内容である。	30	15	5
C	おおむね妥当な提案内容である。	18	9	3
D	内容が不十分である。又は、記述がない。	0	0	0